

福岡市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 27 年 10 月 14 日
福岡市国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第19条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑩及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

- ① 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー
 - ・天神15号線(新天町メルヘン広場：別紙1)、天神1577号線(パサージュ広場：別紙2)、上川端322・326・327号線(川端商店街：別紙3)
- ② We Love天神協議会
 - ・天神18号線(きらめき通り：別紙4)
- ③ 博多まちづくり推進協議会
 - ・博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り：別紙5)、博多停車場線(大博通り：別紙5)、博多駅山王線(筑紫口中央通り：別紙5)
- ④ 御供所まちづくり協議会
 - ・博多駅前10号線(承天寺通り：別紙6)

※平成26年9月9日認定済

- ⑤ 一般財団法人福岡コンベンションセンター
 - ・石城町487号線(福岡国際センター前～福岡国際会議場前：別紙7)
- ⑥ 西日本鉄道株式会社
 - ・千代今宿線(天神明治通り：別紙8)

- ⑦ 福岡地所株式会社
 - ・千代今宿線（天神明治通り：別紙 8）
- ⑧ 中洲町連合会
 - ・中洲 361・332 号線（中洲中央通り：別紙 9）
- ⑨ 上川端商店街振興組合
 - ・上川端 326・327 号線（上川端商店街：別紙 10）
- ⑩ 川端中央商店街振興組合
 - ・上川端 322 号線（川端中央商店街：別紙 11）

(3) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

福岡市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、福岡市内における外国人による創業活動を促進する。【平成 27 年中に実施】

(4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、福岡市が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2 月から 2 週間に短縮する。【直ちに実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、外国人を含めた創業の支援や M I C E の誘致等を通じ、イノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促されるとともに、高度医療の提供による都市の魅力向上を通じて、福岡市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。